

令和7年度(2025年度)第2回
豊中市バリアフリー推進協議会 資料

令和7年度(2025年度)第2回豊中市バリアフリー推進協議会

日時: 令和8年(2026年)2月20日(金)10:00~12:00

場所: 地域共生センター西館大会議室(Web会議併用)

次第

1. 会長あいさつ、委員紹介
2. バリアフリーチェックシステム実績報告について
3. バリアフリー情報の提供について
4. 踏切道内誘導表示の設置について
5. 当事者参画の仕組みづくりについて
6. その他

≪ 資料一覧 ≫

【資料1】委員名簿

【資料2】バリアフリーチェックシステム実績報告について(基盤整備課)

【資料3】バリアフリー情報の提供について(基盤整備課)

【資料4】踏切道内誘導表示の設置について(基盤整備課・池田土木事務所)

【資料5】当事者参画の仕組みづくりについて

(基盤整備課・施設課・公園みどり推進課・障害福祉課・こども政策課)

【参考1】前回協議会の意見と回答

【参考2】委員からの提出資料

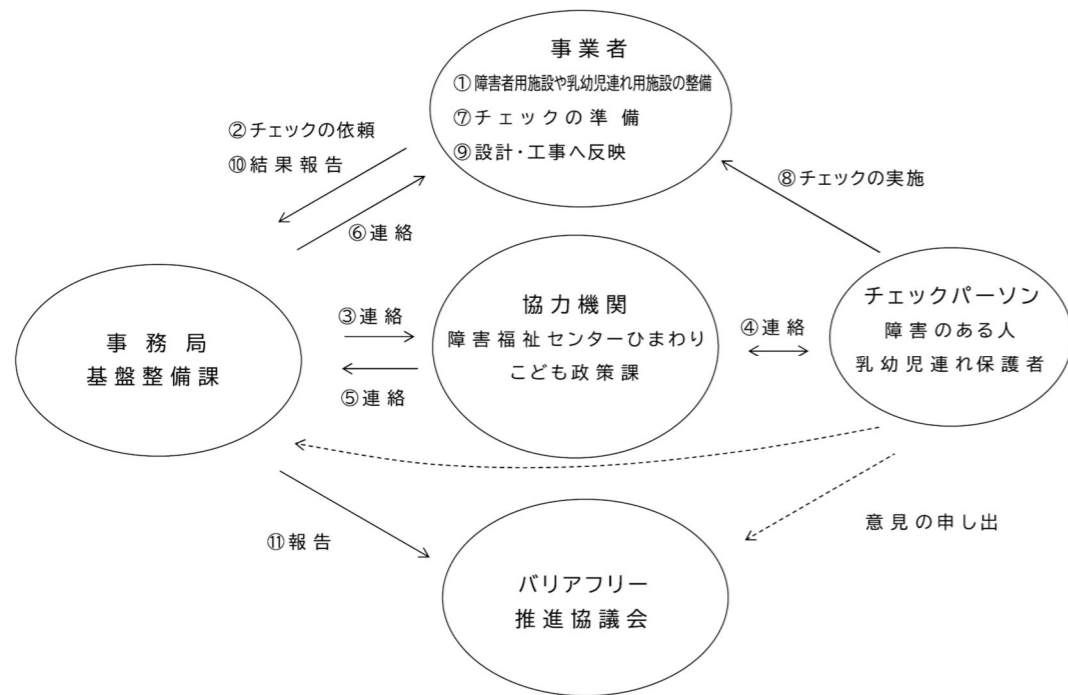
豊中市バリアフリー推進協議会 名簿

令和7年(2025年)9月1日

No.	選出区分	所 属		役 職	氏 名	
1	委員	学識経験者	奈良女子大学	生活環境学部住環境学科	准教授	むらさき ちゅう 室崎 千重
2		関係団体代表	豊中市身体障害者福祉会		-	てらもと みよこ 寺本 美代子
3			国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議		事務局	なかつ やすひろ 中田 泰博
4			特定非営利活動法人CIL豊中		-	うえだ てつお 上田 哲郎
5			豊中市老人介護者(家族)の会		副会長	ながた いくお 永田 育生
6			豊中市老人クラブ連合会		副会長	ふじい たもつ 藤井 保
7			国際交流の会とよなか		TIFA事務局・ 外国人相談窓口相談員	つつい ゆりこ 筒井 百合子
8			子育てサークル ふたごさんあつまれ		-	むかい ゆき 向井 由紀
9			市民	公募市民		-
10		-				みなみひろお 南 浩男
11		-				とみた あゆむ 富田 歩
12		交通事業者	阪急電鉄株式会社	都市交通事業本部技術部	課長	やました ともひろ 山下 智宏
13			大阪モノレール株式会社	運輸部業務課	調査役	どやま ひろひさ 玉山 博久
14			北大阪急行電鉄株式会社	鉄道事業部施設課	課長	きむら てつや 木村 哲也
15			阪急バス株式会社	営業企画部業務課	課長	よしおか てつお 吉岡 徹郎
16			大阪タクシー協会の定める代表者	阪急タクシー株式会社 経営企画室	副室長	まえかわ やすお 前川 康男
17		関係行政機関	大阪府池田土木事務所	建設課	課長	ひらい みきや 平井 幹也
18			大阪府豊中警察署	交通課	課長	でぐち ひろつぐ 出口 裕嗣
19			大阪府豊中南警察署	交通課	課長	よねまる あきひこ 米丸 昭彦
20		豊中市	都市基盤部	-	部長	の だ ひろし 野田 宏志
21	アドバイザー	学識経験者	近畿大学	-	名誉教授	みほし あきひろ 三星 昭宏
22		東北福祉大学	総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科	教授	いしづか ゆうこ 石塚 裕子	
23	オブザーバー	国	国土交通省近畿運輸局	交通政策部共生社会推進課	課長	せの まさかず 瀬野 正和
24		大阪府	大阪府都市整備部	住宅建築局建築環境課	主査	たかふじ けいげ 瀧藤 敬介
25		豊中市	財務部	施設課	次長	にしもと ひろあき 西本 裕昭
26			環境部	公園みどり推進課	課長	うちだ さんたろう 内田 三太郎
27			都市基盤部	交通政策課	次長	さかばらひこ 榊原 英彦
28				基盤整備課	課長	くぼ かつし 久保 勝稔
29			福祉部	障害福祉課	課長	もりた まみこ 森田 麻美子
30				長寿社会政策課	課長	どうもと ひろのり 堂本 裕紀
31				長寿安心課	課長	もりもと りょう 森本 亮
32			こども未来部	こども政策課	次長	やまうち ひであき 山内 秀昭
33			教育委員会	学校教育課	課長	おと ゆたか 小渡 豊
34			都市活力部	産業振興課	主幹	あらかし たかのぶ 荒木 孝信
35			市民協働部	人権政策課	次長	つだ てつと 津田 徹人
36			都市経営部	危機管理課	次長	いとう ようすけ 伊藤 洋輔

1. 豊中市バリアフリーチェックシステム

安全で利用しやすい障害者用施設や乳幼児連れ用施設を設置するため、ガイドラインなどの基準にない細部の仕様を決定する必要がある場合、事業者が障害のある人や乳幼児連れ保護者のチェックを受け、その意見を参考として工事を実施することを目的としたシステム。(平成16年(2004年)10月施行)



【バリアフリーチェックシステムの進め方】

2. 実施報告

2.1 バリアフリーマップに関する調査・検討

【内容】服部天神駅前広場の整備に伴い触知案内板を設置することとなったため、意見を伺った。
 (1回目) ・触知案内板の設置位置と内容について(点図を用いて説明)
 ・音声案内について(実際の音声「ピンポン。こちらに触知案内サインがあります。」を流して説明)

(2回目) ・触知案内板について(案内板の試作品を用いて説明)

【事業者】豊中市 都市基盤部 基盤整備課

【実施日】(1回目) 令和7年(2025年)5月23日

(2回目) 令和7年(2025年)9月19日

【チェックパーソン】視覚障害のある人 11名(全盲9名、弱視2名)

【主な意見】

(触知案内板の設置位置について)

- 服部天神駅東改札口の近くに設置されるので、分かりやすくて良い。

(触知案内板の内容について)

- 駅前広場の内容だけでなく、広場からの行先(至 国道176号等)もあると分かりやすい。

(音声案内について)

- 流れる内容について、問題ない。
- 音が鳴っていると耳印になり方向が分かりやすい。

(その他)

- 設置から時間が経つとほこりがかぶるため、綺麗に維持してほしい。



(1回目)



(2回目)

【バリアフリーチェックシステムの様子】

1. バリアフリーマップについて

市内各駅周辺のバリアフリー情報を掲載した「バリアフリーマップ」をリニューアルし、市ホームページや公共施設の窓口で配布しています。

市内全駅周辺の公共・民間施設や経路のバリアフリー対応状況のほか、バリアフリートイレの設備一覧を掲載しています。

また、市ホームページでは、地図上で操作可能なデジタル版や、視覚障害のある人向けに点字ブロックに沿ったルート案内する道案内版も公開しております。

豊中市バリアフリーマップ(全駅エリア版)の概要



◆歩行者通行の多い経路(生活関連経路)の情報

- ・道の幅や勾配
- ・点字ブロックの設置状況など



バリアフリーマップ利用者の主なご意見

バリアフリーマップの配布後、マップをご利用いただいた感想など、実際に寄せられた主な意見は次のとおりです。

いただいたご意見は今後のバリアフリーマップ運用に活かしてまいります。

ご意見

- ・数年ごとに改訂版を出してほしい
- ・民間施設の情報も載っていて充実している
- ・写真が載っているのでもとても分かりやすい
- ・バリアがある箇所の掲載だけでなく、安全に目的地まで行くことができるバリアフリールートに掲載してほしい
- ・豊中市域全体がカバーできておらず、神崎川駅地区、桃山台駅地区も作成してほしい
- ・まちの変化に合わせて情報発信をしてほしい
- ・バリアフリートイレ、駅のバリアフリー、道路の勾配の情報が特に役立った

2. バリアフリーマップの利活用について

今年度、豊中市は、国土交通省が「AI を活用した効率的な施設データ整備」を検証するために公募した「歩行空間の移動支援サービス現地事業」に採択されました。

AI を活用したバリアフリー施設の情報収集とデータ整備の実証を行い、このデータは、国土交通省が進めている「ほこナビ DP」(データの整備・管理・更新・オープンデータ化を支援するプラットフォーム)に反映されます。

既に本市で公開しているバリアフリーマップのオープンデータを活用しながら、国土交通省の取組みに参画していくことで、ナビゲーション等の先行利用が可能となります。

また、本市でも、AI を活用しながらバリアフリーマップの円滑な更新を進めていきます。

◆バリアフリートイレの設備一覧

施設内のバリアフリートイレ情報

- ・手すり
- ・大型ベッド
- ・オストメイト設備など

15 地域共生センター 西館 (利用可能時間 9:00~22:00)
●各階トイレ前廊下 オムツ交換台あり

1F

2F

3F

◆多くの人が利用する施設(生活関連施設)の情報

公共施設、商業施設、病院など

- ・入口の幅 ・段差
- ・トイレ ・エレベーター
- ・駐車場 ・子育て設備
- ・窓口での対応など

官公庁

15 地域共生センター 西館

多世代交流や地域活動などの充実を図る施設。愛称はまるぶらっと。

【入口】東側(自動扉:約150cm)/段差なし/盲導鈴あり。

【経路】建物内段差なし。案内板まで点字ブロックあり。

【案内】窓口は1F。車いす貸出あり。

【その他】障害者用駐車施設あり。ご利用の際は事前にお問い合わせください。

住所 中桜塚2-28-8
電話番号 06-6843-6951
FAX番号 06-6843-6952
開庁時間 9:00~22:00
閉庁日 年末年始

トイレ エレベーター 乳幼児用施設

地域共生センター東館_1F_共用

設備ID: 019aa576-6e8c-7e9d-8e39-bf74c6bb0008

画像一覧 詳細・編集

●設置の座標 座標未設定

●設備名称 地域共生センター東館_1F_共用

●階数 1

トイレ属性

性別/共用、音声による案内(トイレ内側)の有無/あり、戸の形式/手動式引戸、出入口の幅員(cm)/100、便座の背もたれの有無/あり、オストメイト用設備の有無/あり、大型ベッドの有無/あり、乳幼児用おむつ交換台の有無/なし、乳幼児用椅子の有無/なし、非常用呼び出しボタンの有

設備属性 (トイレ)

● 乳幼児用おむつ交換台の有無
あり なし 不明

○ 乳幼児用椅子の有無
あり なし 不明

着替え台の有無(公開版: 不明)
あり なし 不明

● 非常用呼び出しボタンの有無
あり なし 不明

操作盤の点字表示の有無(公開版: 不明)
あり なし 不明

○ 操作盤の浮き彫り表示の有無
あり なし 不明



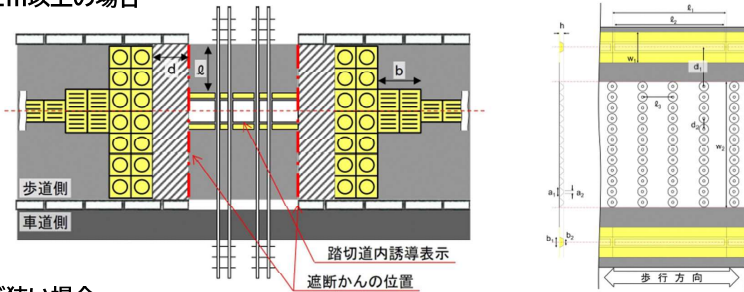
現在の仕様では、写真からの判断が難しい項目(操作盤の浮き彫り等)は「不明」判定になり、手動で修正する必要がある。

【現地実証の様子】

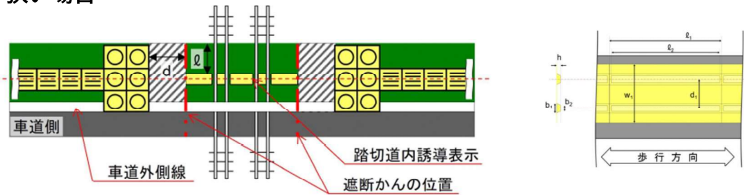
1. 踏切道内誘導表示の設置基準について(国ガイドライン改定)

令和6年(2024年)1月に「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が改定され、踏切道内誘導表示の基準が定められました。

○ 歩道 2m以上の場合



○ 歩道が狭い場合



【図1 道路の移動等円滑化に関するガイドライン(踏切道)】

2. 踏切道内誘導表示の整備方針について

本市では、これまで複数回にわたり、市内の踏切利用者から、踏切道内誘導表示の設置について視覚障害の当事者視点でチェックを行ってきました(表1)。

今後は、ガイドラインの改定やバリアフリーチェックシステムの結果を考慮し、踏切道内誘導表示の設置を進めていく方針です。

■これまでのバリアフリーチェックシステムの結果

【整備方針】

- 車両通行止めの踏切や歩行空間を確保できる踏切から設置する。
- 踏切道内誘導表示は踏切端部から 20~30cm の位置に設置する。
- 片側設置とする場合、駅の近くに踏切がある場合は、最寄り駅から近い方に設置する。

【留意点】

- ※現場の物理的制約や維持管理条件などを考慮し、踏切ごとに条件を整理して対応する。
- ※歩者分離のない踏切では、新たに歩行空間を確保できる場合に設置を検討する。(歩行空間が確保されていない状態での誘導はむしろ危険を招く可能性があるため。)

【表1 バリアフリーチェックシステムの実績に基づく取組み経過】

年度	内容
H22	<p>当時、全国初の試みとなる踏切道内誘導表示を服部踏切で試験設置 (設置主体:大阪府池田土木事務所 府道豊中吹田線)</p> <p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■バリアフリー法の生活関連経路に指定 →駅と障害福祉センターひまわりを結ぶ経路 ■踏切横断歩行者数が約2万人 →当時府内で2番目に歩行者数が多い踏切であった
	 <p>踏切に点字ブロック 大阪府、全国初</p> <p>【当時の新聞記事】</p>
H23	<p>服部踏切にて踏切道内誘導表示の設置位置を改善 →踏切端70cmから30cmに改善</p> 
H30	<p>服部踏切にて利用者アンケート実施(実施主体:(一財)国土技術研究センター)</p>
R3	<p>奈良県内で踏切事故発生(視覚障害のある人が踏切内で列車に接触し、お亡くなりになる事故)</p> <p>国土交通省は「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定 →踏切道での安全対策を追加</p>
R4	<p>車両通行止め又は歩行空間が確保できる踏切の遮断機の手前に点字ブロックを設置</p>  <p>蛸池上り入駅(車両通行止め) 穂積第三(歩道あり)</p>
R5	<p>国土交通省は「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定 →踏切道付近の点字ブロック・踏切道内誘導表示の基準(設置方法や構造規定等)を追加</p> <p>歩行空間のある服部踏切について、踏切道内誘導表示の設置位置を確認 →踏切端から20~30cmの位置に設置(現況どおり)</p>
R6	<p>歩車分離のない踏切・車両通行止め踏切について、踏切道内誘導表示の設置位置を確認 →踏切端から20~30cmの位置に設置 →歩者分離のない踏切では、歩行空間を確保できる場合のみ設置を検討</p>  <p>穂積第五踏切(歩車分離なし) 穂積第六踏切(車両通行止め)</p>
R7	<p>市管理道路にて、初めて踏切道内誘導表示を設置</p> <p>車両通行止め又は歩行空間が確保できる残りの踏切への踏切道内誘導表示の設置に向けて、鉄道管理者との協議を進行中</p>  <p>蛸池下り入駅(車両通行止め)</p>

3.踏切道内誘導表示の設置状況について

○市管理道路にある踏切道

豊中市管理道路にある踏切道については、令和4年度(2022年度)に視覚障害のある人が踏切の位置を把握できるよう、遮断機の手前に点字ブロックを設置しました。

令和7年度(2025年度)に②蛍池下り入駅について、踏切道内誘導表示を設置しました。令和8年度(2026年度)以降は、車両通行止め又は歩行空間が確保できる踏切道の残る7箇所において、鉄道管理者と踏切道内誘導表示の設置に関する協議を進めています。また、残りの踏切道についても、引き続き検討を進めます。

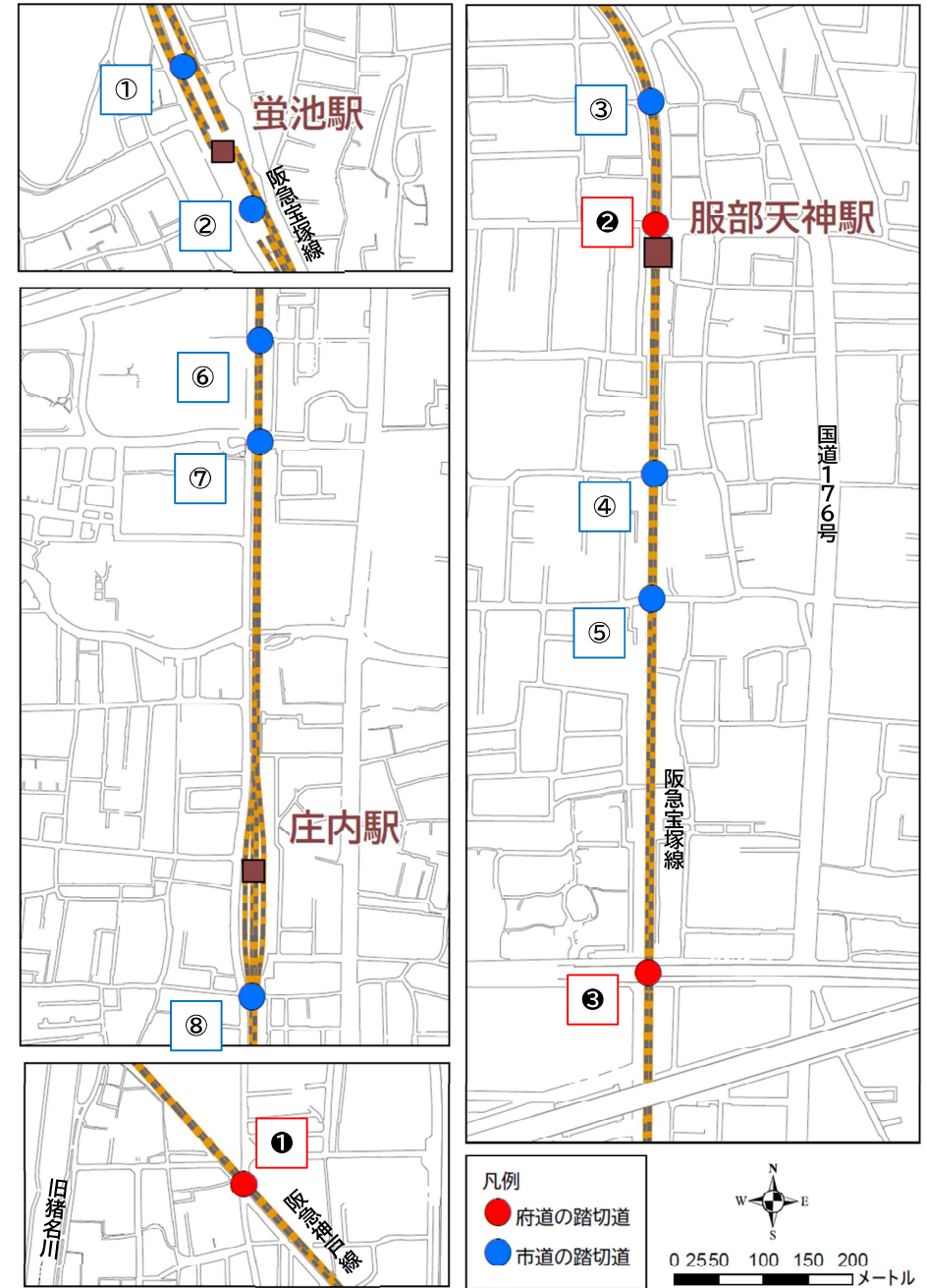


○府管理道路にある踏切道

大阪府管理道路にある踏切道について、令和7年度(2025年度)に③穂積第五踏切へ踏切道内誘導表示を設置し、対象の全ての踏切道への設置が完了しました。

※市内の対象踏切道

- ① 庄本踏切道
- ② 服部踏切道
- ③ 穂積第五踏切道



【図2 対象踏切道(位置図)】

1. バリアフリー化検討会の設置について(案)

(目的)

市有施設の整備にあたり、あらかじめ誰もが利用しやすいようバリアフリー法令基準を補完するユニバーサルデザイン(UD)化を指向した整備を推進するため、事業に着手する前の計画段階等から多様な当事者意見を聴取する市有施設のバリアフリー化検討会の実施に必要な事項を定めること。

(所掌事務)

○市が所有する道路、公園及び建築物の整備事業におけるバリアフリー化の意見聴取

(組織)

会長(基盤整備課長)及び目的に賛同する市内の当事者団体、個人及び市の関係部局のうち、会長が指名し依頼した者

(チェックを行う当事者)

チェックを行う当事者は、市内の障害のある人・乳幼児連れ保護者等を選任する。

(対象事業)

○道路及び公園

対象規模については検討中

○建築物

不特定多数の利用が多い市有施設(床面積2,000平方メートル以上)の新築・増築をする部分を対象(地域の子育て支援施設など小規模な建築物についても、当事者の利用実態に応じて検討。)

(意見の蓄積)

検討会で出された意見は、意見の整理・蓄積を行い、対象規模に関わらず、今後の市有施設全般に活用できるようにする。

(時期)

事業の基本構想又は基本計画及び基本設計等のそれぞれの時期に実施(内容の変更が可能な時期までに実施することを原則とする。)

(検討会の実施)

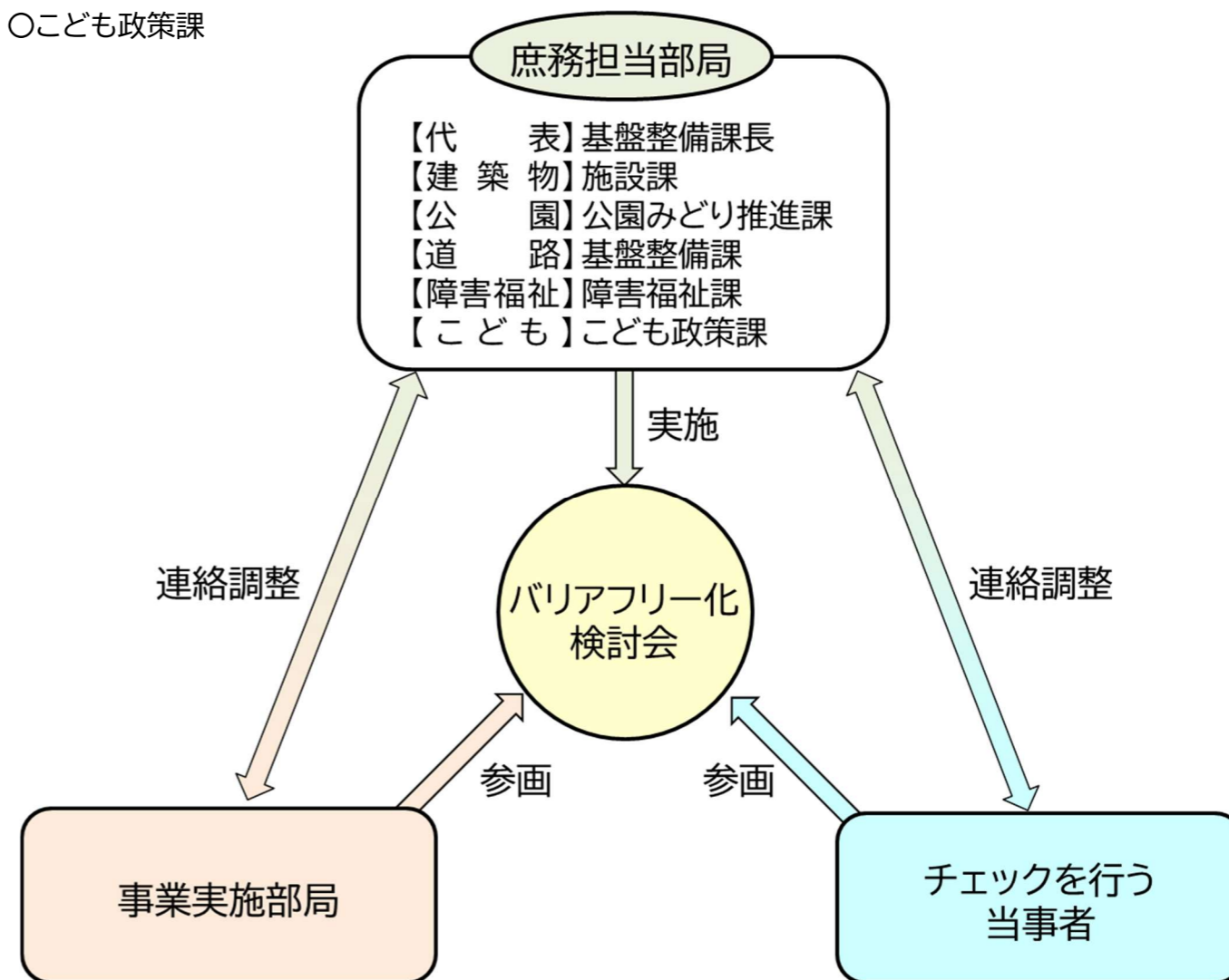
庶務担当部局が検討会の実施に必要な連絡調整等を事業実施部局及び当事者を行う。(図1 検討会の進め方(イメージ図)参照)

(意見の共有)

検討会の実施結果は、参画された当事者へ共有する。

(庶務)

- 基盤整備課
- 施設課
- 公園みどり推進課
- 障害福祉課
- こども政策課



【図1 検討会の進め方(イメージ図)】

2. 「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン(国土交通省 R7.5)」について

令和7年(2025年)5月、国土交通省から「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の別冊として「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」が公表されました。

本ガイドラインでは、建築プロジェクトにおける当事者参画の重要性が示されており、今後は本ガイドラインも参考にしつつ、検討を進めます。



(1) 当事者参画の方法について

当事者参画は、プロジェクトの特性や段階に応じて、様々な方法を選択し、組み合わせながら実施することで、当事者参画の効果が高まることが期待できます。様々な当事者参画を円滑に実施するための仕組みを検討していきます。

■ 当事者参画の方法

ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 当事者と事業者等が意見交換しながら、対象施設の計画内容の方向性を定めるもので、当事者からのニーズとその背景・理由が示されるとともに、対象施設の物理的条件や予算等の制約を踏まえ、相互理解を深めることができる点で有効な方法である。 当事者が一堂に会することで、当事者間のニーズが一致しない場合に、相手の意見を聞き、意見交換ができる点で有効な方法である。
現地での確認・類似施設の見学	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設や類似事例を現地で実際に利用することで、設計図書を見ても理解できない使い勝手等を確認するもので、当事者は実感をもとに具体的な提案ができるとともに、事業者等は意見の趣旨を確認することができるため、誤解の少ない正確な意見を収集できる点で有効な方法である。
アンケート・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> アンケートは、当事者団体等を通じて当事者の意見や要望を聴取するもので、当事者の多様なニーズを広範に収集することができる点で有効である。 ヒアリングは、アンケート結果の深掘りやより具体的な意見を確認することができる点で有効な方法である。
パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用し、対象施設の整備内容に関する公表資料に対して、意見を募集して回答を行うもので、幅広い意見を収集することができる点で有効な方法である。
説明会	<ul style="list-style-type: none"> 概要資料、図面、模型等を用いて、対象施設のバリアフリーに関する対応状況について説明し、質疑応答を行うもので、当事者の生の意見を聞くことができる点で有効な方法である。

参考: 建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン

3. バリアフリー化検討会の実証結果について(原田緑地)

(1) 原田緑地(愛称: 豊中つばさ公園 ma-zika)の概要

大阪国際空港に千里川土手を挟んで隣接する区域において、真上を通過する飛行機を間近に鑑賞することができる立地特性のほか、緑地帯となっている環境を活かした空とみどりを一体的に体験できる公園を整備します。

所在地	豊中市原田中2丁目46番1ほか
敷地面積	約 5.9ha ※公園区域外とする航空保安施設は含めず
整備内容	<一部開園> 管理事務所(2階屋根付展望広場、1階屋内休憩所、トイレ、授乳室、自動販売機)、記念樹の森、学習の森、駐車場 <全面開園> 展望・芝生広場(BANK)、マルシェ広場(屋根付広場)、イベント広場、遊具広場、ドッグラン、飲食施設、バーベキュー広場、観察の森、自然の森、体験農場、トイレ、自動販売機、デジタルサイネージ(空港の歴史案内、航空機情報案内等)、駐車場
開園時間	9時から21時30分(入場は21時まで) ※休園日なし

(2) 開園スケジュール

本体工事	令和6年(2024年)10月~令和9年(2027年)2月
一部開園(駐車場・管理事務所・屋根付展望広場ほか)、千里川土手右岸の供用開始	令和7年(2025年)8月
全面開園	令和9年(2027年)3月

(3) 実証の概要

現在、新たに整備中の原田緑地において、設計段階等からの実証的な当事者参画を行いました。本実証では、説明会方式および現地アンケート方式にて実施しました。



①説明会方式による当事者参画(障害のある人)

【実施日時】 令和7年(2025年)2月14日(金)14時30分から16時30分
 【実施場所】 地域共生センター(大会議室)
 【対象者】 目的に賛同する市内の障害当事者、学識経験者、市の関係部局、コンサルなど

【当日の流れ】



※後日、参画していただいた当事者の方々に結果の共有

②現地アンケート方式による当事者参画(子育て)

【実施日時】 令和7年(2025年)12月12日(金)～令和7年12月22日(月)
 【実施場所】 現地での紙アンケート及びウェブ回答(電子申込システム)
 【対象者】 つばさ公園に来た子ども連れの保護者等
 【回答数】 113件(電子:65件、紙:48件)

【アンケートでの主な意見】

- ・ベンチや日よけといった休憩施設が不足していると感じる
- ・ベビーカーでも通行しやすい園路になると良い
- ・子供のオムツ替えスペースがとても使いやすく大変ありがたかった
- ・トイレが綺麗で、飛行機も近くで見えてとても満足だった
- ・障害のある子ども達にも過ごしやすい場所になって欲しい
- ・知育遊具やインクルーシブ遊具があると良い
- ・飲食できる場所がほしい
- ・飛行機の情報発信(時刻表、機体紹介等)があると良い など



4. 当事者参画の仕組みづくりの今後について

今回の実証は、本市における当事者参画の新たな取り組みとなりました。今後は、障害のある人、高齢者、子育て世代、外国籍の方など、幅広い層の皆様からのご意見を反映できるよう、仕組みを検討していきます。

【参考1】前回協議会の意見と回答

番号	意見内容	回答
1	<p>バリアフリーの定義が幅広いため議題が多岐に渡り、予定時間内に議論が収まらず、焦点が散漫になっている。当日の質問に対し、資料や事前準備なしでは十分な回答を得られにくい。各委員の持ち時間が不明確なため、意見表明の公平性が保たれない。会議運営の効率化のため、事前送付の資料をもとに、会議3日前までに参加者が質問・意見を提出し、当日にはその回答案を全員に共有する仕組みを導入してください。</p>	<p>(基盤整備課) 事務局の都合により、予定時間を越えてしまい申し訳ありません。意見書は協議会前にもご提出いただけますので、質問・ご意見等ある場合はご提出ください。運営方法については検討を進めてまいります。</p>
2	<p>皆さん日ごろ感じられている問題点をしっかりと出されて非常に活気のある会議だったと思います。ただ、この場で提案や質問されても即答が不可能なものもあり、質問内容と各回答が乖離している感も否めません。前もって意見を吸い上げるとか、何か方法を講じてもいいかもしれません。より濃い内容を目指すならお話のあった分科会も検討されるべきかと思いました。</p>	<p>(基盤整備課) 運営方法について、検討を進めてまいります。</p>
3	<p>小中学校の通用門の段差解消は、車椅子利用児童の安全な登下校のみならず、視覚障害のある人や高齢者の避難経路としても不可欠であるため、階段箇所を今後の改善工事計画に追加してください。</p>	<p>(学校施設管理課) 学校敷地内の校舎や体育館までの移動ルートに段差がある場合につきましては、障害のある児童生徒の特性や利用状況を踏まえつつ、各学校施設の条件を考慮したうえで、個別に必要な改修を行っています。今後、豊中市学校施設長寿命化に基づき改築を行っていく際には、移動ルートの段差にも十分に配慮しながら整備を進めてまいります。</p>
4	<p>せんちゅうパル階からライフサイエンスセンタービルへの経路について、バリアフリーマップでは「バリアフリールート」として表示されているが、実際は階段があるため車椅子利用者の通行が不可能であるため、是正してください。また、スロープ工事検討を含めたバリアフリー動線の設計を計画案に追加してください。もし物理的・法的・予算上の制約により工事が困難な場合は、現行ルートを視覚的にも分かりやすく案内するサインや案内図を整備し、誰もが迷わず利用できる仕組みを導入してください。</p>	<p>(基盤整備課) 更新の際に修正いたします。現段階での案内サインの設置等の検討を進めてまいります。</p>
5	<p>千里中央地区の再開発により、セルシーの解体がいよいよ始まっていますが、この協議会で話し合ったことが再開発で反映されていくのか。 例)・現状せんちゅうパルには主要エレベーターが1台のみで、地下鉄改札やホームまでの動線が非常によくない ・コラボが避難場所になっているにも関わらず、パル北側広場からライフサイエンス、千里朝日阪急ビル間の動線には階段が少なく、不便</p>	<p>(基盤整備課) 本協議会での議論、および現在検討中の当事者参画でのご意見を、関係係局と連携し反映していきます。せんちゅうパルのエレベーターの設置については、様々な設置位置を検討しましたが、構造的な制約から設置できるのは現在の中央部のみでした。また千里コラボへの動線につきましても、今後も検討を進めていきます。</p>
6	<p>千里中央のみではなく、再開発が進んでいる曽根(4年後にできる商業施設の計画)や服部天神駅前再開発に関しても、バリアフリー面はどのように反映されているのか</p>	<p>(基盤整備課) 服部天神駅前広場については、バリアフリーチェックシステムを活用し、ご意見を伺いながら整備を進めております。千里中央や曽根についても、チェックシステムや市有施設の整備事業における当事者参画により、ご意見を伺いながら整備を進めてまいります。</p>
7	<p>協議会で上がったほとんどの質問や、関係会社の発言の内容が、アプリもしくは複数のアプリ対応で賄えるように思いました。マップも同様に、現地に行って現状を把握すると同時にIT化を進めていくのも必要かと思えます。人が行かなくても例えば衛星写真などで細部にわたる測量や状況の情報は取得できますし、障害のある人への対策として、例えば点字ブロックを活用した視覚障害者向けのアプリの開発(金沢工科大学など)も進んでいます。ご検討いただければと思います。</p>	<p>(基盤整備課) 導入の検討を進めてまいります。</p>
8	<p>泉丘周辺の歩道が一部補修されないままで危険。追加の補修工事などは随時なされるのか(LINEで通報等すればいいのか)</p>	<p>(基盤整備課) 先日ご対応いたしました通り、該当の箇所については大阪府の所管でしたので、池田土木事務所より回答いたしました。また、日常的な点検により危険箇所について補修を行っておりますが、LINEで通報していただけると確認することができますので、ご協力いただけますと幸いです。</p>
9	<p>阪急バスでは車いすやベビーカーを置ける場所に横型2人用ベビーカー固定の案内等とても分かりやすく標記されていた。古い建物などでエレベーターが狭い施設等はより分かりやすい優先表示を行い、スムーズに利用できるように促すことを進めてみるのはいかがでしょうか。</p>	<p>(基盤整備課) 車いすやベビーカーの優先表示について検討を進め、担当部局と調整してまいります。</p>
10	<p>多言語での情報発信について、どれだけの言語を、どのような媒体で発信するかなど、豊中市の方針があれば教えてください。</p>	<p>(人権政策課) 言語、媒体について明確な方針はありませんが、豊中市多文化共生指針の基本目標において「保健・医療・福祉・防災・暮らしなど、生命や財産にかかわる行政情報が的確に外国人市民に伝わるようにデジタル技術を活用した多言語による情報提供を充実させることが必要です。」としています。なお、市が多言語で提供している主な情報は次の通りです。 【ホームページのみで提供】 ・豊中市ホームページ:10か国語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語) 【ホームページと紙媒体で提供】 ・とよなか生活ガイドブック:5か国語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語) ・外国人向け広報「とよなかしからのおしらせ」:9か国語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、スペイン語) ・豊中市日本語・よみかき情報地図:5か国語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語) ・ごみと再生資源の分け方・出し方 早わかりガイド:9か国語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、スペイン語) ・外国人のための防災ガイドマップ:4か国語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語) ・外国人の119番通報ガイド(火事・けが・病気):6か国語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ウクライナ語) また、普段使われている日本語を分かりやすく言い換えたやさしい日本語による情報提供も進めています。</p>

令和7年(2025年)10月31日

豊中市議会議長様

市議会事務局長

市議会本会議の傍聴受付における障害者に対する不適切な対応について(顛末)

令和7年10月1日(水)市議会本会議(個人質問・最終日)の傍聴受付において、事務局職員の不適切な対応が発生しましたので、ここに顛末をご報告いたします。

1. 発生事案

- ① 令和7年10月本会議の傍聴受付時における障害者 A 様に対する不適切な対応
- ② // 6月本会議の傍聴受付時における障害者 A 様に対する不適切な対応の指摘
- ③ // 10月本会議の傍聴受付時における障害者 B 様に対する不適切な対応

上記①～③は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にある「不当な差別的取扱の禁止」の事例にあたります

～事案概要～

- ① 本会議の傍聴受付が混雑する中、事務局職員(C)は、議事進行状況をその場にいた来場者に説明した際、質問者である A 様ではなく、横にいた方へ説明したと受け取られる行動に対し、A 様より「なぜ本人に直接説明しないのか」とご指摘がありました。
- ② また、A 様から職員(C)に対し、6月議会での不適切な対応(※)と度重なり、改善されないことに対するご指摘を受けました。
※6月議会傍聴受付時に事務局職員(D)は名前と住所を A 様ではなく、直接介助者にお尋ねするという事案があり、A 様から抗議がありました。その際に、職員(D)は「個人の至らなさ」と説明したことに対し、「組織としての問題ではないか」とのご指摘を受けました。
- ③ 本会議の傍聴受付の際に、傍聴席用階段昇降機の利用説明について事務局職員(E)が B 様と話していたにも関わらず、B 様の横にいた別の傍聴者※1が B 様に何か話しかけたときから、職員(E)は別の傍聴者の方に向きを変えて話し始め、B 様は、「私を見て話さないのは典型的・古典的な差別事例である」との対応へのご指摘がありました。

※1 当該傍聴者「B 様が話しているのに、職員(E)が自分の方に話されたため驚いた」と後述。

2. 傍聴階段前廊下での対応について

上記の不適切な対応により、B 様が抗議の声を上げられた際、事務局職員(F・G)および行政総務課職員(H)が「議場内に声が響くため、審議に影響がでるため」との理由から別の場所への移動を求めました。B 様からは、「納得できる説明がなければ動きません」との意思表示があり、傍聴受付前の廊下は議場の一部でないことを踏まえ、「静音性を保てない構造の責任を個人に転嫁するのか」とのご意見がありました。

【要望】車いす利用者等の傍聴環境について

・車いす等の利用者が議場傍聴席で直接傍聴できない状況が長年改善されておらず、「傍聴の権利を侵害している」とのご指摘がありました。

・「34年間変わらない対応」「差別解消法成立後も12年間差別状態である」とのご意見がありました。

また、過去にも同様のアピールをし、幾度も要望しているが、バリアはそのままであるのご意見がありました。

・このことは、電動車いす利用者に限らず、大柄な手動車いす利用者や高齢者などの階段の利用が困難な方々にも共通するものであり、議会のバリアフリー未整備が根本的な問題であるのご指摘がありました。

3. 今後の対応について

市議会事務局は、この度の事案を真摯に受け止め、事務局職員へ指導及び障害者理解を深めるための研修を実施するとともに、傍聴にかかる環境改善に向けて、関係課と連携するなど検討を進めてまいります。

[くらし・手続き](#)[子育て・教育](#)[健康・福祉・医療](#)[人権・文化・スポーツ](#)[まちづくり・環境](#)[市政情報](#)[施](#)[トップページ](#) > [人権・文化・スポーツ](#) > [国際化施策](#) > [マイクロアグレッション（無自覚の差別）](#)

マイクロアグレッション（無自覚の差別）

[Xポスト](#) [fシェア](#) [LINEで送る](#) ページ番号：336020680 更新日：2025年8

マイクロアグレッションとは

自分ではそのつもりはなくても、いつの間にか身についたステレオタイプの思い込みで相手を傷つけてしまうことです。

次のようなことを、言ったり聞いたりしたことはありませんか？

- ・「外国人なのに日本語が上手ですね。」
- ・「女性なのに理数系が得意なんてすごいです！」
- ・「〇〇出身なら、お酒が強いでしょう。」

ほとんどの場合、する側に悪意はありませんが、される側の心に大きなダメージを与えます。

マイクロアグレッションは簡単に起こりうるものだからこそ、相手のことを考え、自分の中の思い込みに気づく心がけが大切です。

マイクロアグレッションについて知ること、誰もが安心して暮らせるまちに近づいていくことができます。

■ [（公財）とよなか国際交流協会HP 「知っておきたい！無自覚の差別 マイクロアグレッション」](#)

とよなか国際交流協会ではマイクロアグレッションのパンフレットを作成しています。

より詳しい内容は、協会ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

市民協働部 人権政策課 >

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所第一庁舎5階

電話：06-6858-2654

ファクス：06-6846-6003

このページの作成担当にメールを送る

[>個人情報の取り扱いについて](#)[>このホームページについて](#)[>著作権・リンクについて](#)[>サイトマップ](#)[>組織と業務素](#)

豊中市
Toyonaka City

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話：06-6858-5050（総合コールセンター）

法人番号6000020272035

[>市役所のご案内](#)

40万人の
とよなか
未来バトン
2025 to 2030



© 2024 Toyonaka City.